令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㉑　）

施策名	目標　５－３　野生生物の保護・管理	担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）　生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年３月31日閣議決定）第２部　行動計画　第１章　生態系の健全性の回復　行動目標1-3、1-5、1-6、第２章　自然を活用した社会課題の解決　行動目標2-5				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	－	－	15%	R12年度	―	―	―	―	―	―	―	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。	―
					11.3%	11.7%	11.9%	12.8%	―	―	―		
2　絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）	－	－	100%	R6年度	―	―	100%	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	△
					100%	100%	100%	99.9%	―	―	―		
3　ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する）	推定の中央値 ニホンジカ 311万頭 イノシシ 127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減（ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭）	R10年度	―	―	ニホンジカ 155万頭、イノシシ60万頭	―	―	―	－	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが（生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進［重点］」）、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。	×
					ニホンジカ 325万頭、イノシシ 87万頭	ニホンジカ 318万頭、イノシシ 78万頭	集計中	集計中	―	―	―		
4　奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000罠日当たりの捕獲数）	－	－	0頭	R6年度	―	―	0頭	0頭	―	―	―	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。	○
					0頭	0頭	0頭	0頭	―	―	―		
5　ヒアリの定着地点数	－	－	0地点	R6年度	―	―	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	○
					0地点	0地点	0地点	0地点	―	―	―		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
6　適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	―	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。	○

7	侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	―	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。	○

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 希少種保護対策費（平成4年度）	1,2	004905	(5) 指定管理鳥獣対策事業費（平成26年度）	3	004909	(9) ―	―	―	(13) ―	―	―	(17) ―	―	―
(2) 国際希少野生動植物種流通管理対策費（昭和61年度）	7	004902	(6) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費（昭和57年度）	7	004882	(10) ―	―	―	(14) ―	―	―	(18) ―	―	―
(3) 鳥獣保護管理対策費（昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。）	3,6	004896	(7) 外来生物対策費（平成16年度）	4,5	004906	(11) ―	―	―	(15) ―	―	―	(19) ―	―	―
(4) 鳥獣感染症対策費（平成17年度）	7	004907	(8) 遺伝子組換え生物対策費（平成16年度）	7	004908	(12) ―	―	―	(16) ―	―	―	(20) ―	―	―

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
	（判断根拠）	＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存＞ ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和6年度に新たに10種を追加指定した。 ・レッドリストについては、令和7年32月に、第5次レッドリスト（植物・菌類）を公表した。植物及び菌類における絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストから207種減少して2,063種となり、最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストにおける動物の絶滅危惧種1,502種と併せて、3,565種となった。なお、第5次レッドリスト（植物・菌類）において、ヤクシマスギバゴケ等4種が新たに絶滅と判定された。 ・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和7年2月までに指定された国内希少野生動植物種458種のうち、79種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。 ＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞ ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっているが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。 ・その他、人の日常生活圏におけるクマ（ヒグマ、ツキノワグマ）による人身被害の発生状況を踏まえ、令和6年4月にクマ（一部地域の個体群以外の個体群）を指定管理鳥獣に指定したことに加え、令和7年4月に鳥獣保護管理法を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ、イノシシ）が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能としたこと等により、クマ等による生活環境への被害防止対策を進めた。 ＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞ ・外来生物法に基づき、特定外来生物である162種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）により合計132事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特に奄美大島のマングースについては、令和6年9月に根絶を宣言した。また、沖縄島北部地域においては、ヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和6年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和6年度は22件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和6年度は6件公表）。

<table>
<tr><td rowspan="4">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="3">＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞
・シカの推定個体数の減少ペースが遅く、捕獲数が半減目標の達成に向けて捕獲対策の更なる強化が必要であり、効果的に個体数を減らすため、雌の捕獲強化が必要。
・イノシシは増加率が高いため、半減目標の達成後も高い捕獲圧を保つことが必要であり、県境や市町村界での連携した捕獲促進が必要。
・実際に捕獲を行う狩猟免許所持者はピーク時より少なく、特に今後、熟練した銃猟免許所持者の減少が見込まれるため、これを補うための対策が必要。
・狩猟者の資質向上に加え、狩猟組織としての体制強化や高い技術力を持った事業者の育成が重要であり、ICTなどの新技術等を用いた効率的な捕獲が必要。

＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞
・第5次レッドリスト（植物・菌類）において、新たに絶滅と判定されたヤクシマスギバゴケ等の4種は、いずれも過去50年以上に渡り生育が確認されていない種であり、近年何らかの保全措置を講じることは事実上不可能であった可能性が高い。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞
・遺伝子組換えナタネに係る影響監視業務は、カルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を図ることを目的として、約20年にわたり実施され、多くの知見が蓄積されていることから、今一度、これまで蓄積してきた知見を総括・分析することで、引き続き遺伝子組換えナタネについて本業務を実施すべきか検討する必要がある。
・ヒアリは平成29年の国内初確認以降、これまで毎年10～25事例程度が確認され、令和元年からは5年連続で大規模な集団が確認されている。また、有識者からは、海外のヒアリ定着国においては、ヒアリ初確認から、概ね6～10年後に定着が確認された事例が多いことが指摘されている。以上のことから、引き続き最大限の警戒が必要な状況であり、水際対策を徹底し、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ必要がある。</td></tr>
<tr><td>次期目標等への
反映の方向性</td><td>【施策】</td><td>【施策】
＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存＞
・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護増殖による種の保存を推進していく。

＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞
・イノシシについては個体数が順調に減少しているが、ニホンジカの個体数は依然として高い水準にあることから、令和10年度の半減目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞
・遺伝子組換え生物等による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっての生物多様性影響の審査 、遺伝子組換え生物等に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。
・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。</td></tr>
<tr><td></td><td>【測定指標】</td><td>【測定指標】
＜絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合＞
・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。

＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞
新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。ただし、過去50年以上に渡ってその生息・生育が確認されなかったことを理由として絶滅と判定された種を除く。

＜奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数＞
・平成8年度防除開始以降2万頭以上を捕獲した結果、令和6年度に奄美大島におけるマングースの根絶を達成した。令和7年度からは、根絶を維持するため、近隣の島からの再侵入防止のためのモニタリングを行っており、モニタリングの一環として設置している自動撮影カメラによる撮影状況を指標として取組を実施していく。

＜ヒアリの定着地点数＞
・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。

＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞
・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き現指標を目安として取組を実施していく。</td></tr>
<tr><td>学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="2">＜参考：施策の実施における活用状況＞
・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。
・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、ヒアリングの実施、検討会の開催を通して、学識者の科学的知見を活用した。
・改正種の保存法の施行（平成30年6月1日）を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。

・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。
・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。

・特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類）の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】
・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の新規指定・保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。
・生態系への被害をもたらすニホンジカ等の捕獲を通じた鳥獣の保護・管理により、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。
・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。

【副次的効果が期待される目標】
・レッドリストの作成や国内希少種指定により、人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。
・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。</td></tr>
<tr><td>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・第5次レッドリスト（植物・菌類）・鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるフイリマングース防除実施計画（令和3年度～令和7年度）</td></tr>
</table>